

兵庫県立西宮病院院内保育所等運営業務委託事業者募集仕様書

兵庫県立西宮病院院内保育所並びに兵庫県立西宮総合医療センター(仮称)院内保育所及び病児・病後児保育所(以下「院内保育所等」という。)運営業務に係る提案は、下記の条件をすべて満たすものとする。

1 公募件名 兵庫県立西宮病院院内保育所等運営業務委託契約

2 契約期間 令和7年(2025年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日の3年間
(地方自治第234条の3に基づく長期継続契約)

ただし、委託者側の予算の減額又は否決があったときは、契約の変更又は解除があり得るものとする。

なお、これにより受託者に損害が生じた場合、受託者はその損失の補償を委託者に対して請求できない。

3 基本条件

- (1) 児童の事故が発生しないよう万全の対策を講じ、保育施設賠償責任保険に加入すること。
- (2) 保育の内容は公的保育所と同等程度とすること。
- (3) 院内保育所等の運営にかかる経費や職員の配置は明確に区分すること。
- (4) 児童福祉法及び関係法令はもとより、兵庫県認可外保育施設指導監督実施要綱に定める認可外保育施設指導監督基準、国の病児・病後児保育事業実施要綱及び認可外保育施設指導監督基準等に基づいて、保育の運用を確保し、利用者の意向に配慮し誠実に院内保育所等を運営すること。
- (5) 近畿府県(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)に本社又は営業所等を有する法人等であって、保育施設の運営実績が5年以上継続してあること又は病院の院内保育所の運営実績が5年以上継続して有する保育事業者であること。

4 委託場所

- (1) 住所：①令和7年4月1日～令和8年度上期(兵庫県立西宮総合医療センター(仮称)開業まで)
兵庫県西宮市六湛寺町13番9号 兵庫県立西宮病院内(別添図面①)
②令和8年度上期(兵庫県立西宮総合医療センター(仮称)開業)以降
兵庫県西宮市津門大塚町1 兵庫県立西宮総合医療センター(仮称)内
- (2) 面積：①令和7年4月1日～令和8年年度上期(兵庫県立西宮総合医療センター(仮称)開業まで)
183.42㎡(保育室、乳児室、遊戯室、事務室等)、79.32㎡(園庭)
②令和8年度上期(兵庫県立西宮総合医療センター(仮称)開業)以降
約320㎡程度(保育室、乳児室、病児保育室、病後児室、事務室等)

5 委託業務内容

(1) 院内保育所

ア 定員

定員は35人とし、1日最大預け入れ児童数も35人とする。

イ 対象者

兵庫県立西宮病院(兵庫県立西宮総合医療センター(仮称))に勤務する職員(非正規職員を含む)

※ 入所の決定は委託者（病院）で行う。

ウ 対象児童

0歳児（生後8週を経過）から6歳児までの未就学児

エ 保育実施日

本契約の契約期間のうち、下記を除いた日とする。

- ① 児童の利用がない日
- ② 土曜、日曜、祝祭日
- ③ 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

オ 保育時間

基本保育：午前7時45分から午後6時30分

延長保育：午後6時30分から午後7時00分

(2) 病児・病後児保育所（令和8年度上期の兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）開業後から運用開始）

ア 定員

2人

イ 対象者

兵庫県立西宮総合医療センター（仮称）に勤務する職員（非正規職員を含む）

ウ 対象児童

以下のいずれにも該当する者とする。

- ① 0歳児（生後8週を経過）から6歳児までの未就学児
- ② 当面症状の急変はないが、傷病の回復途中又は回復期にあり、医療機関による入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要があることから集団保育が困難であり、かつ、当面の症状の急変が認められない乳幼児等（以下「病児」という。）であること。
- ③ 保護者の就労、疾病、出産、冠婚葬祭など社会的理由で一時的に家庭での保育が困難な病児
- ④ 対象疾患
 - ・感冒、消化不良症（多症候性下痢）等乳幼児等が日常罹患する疾病
 - ・麻疹、水痘、風疹等の伝染性疾患
 - ・喘息等の慢性疾患
 - ・熱傷等の外傷性疾患
 - ・その他委託者が指定する疾患

エ 実施に関する事項

- ① 看護師等と連携をとり、病児の年齢に応じた保育及び保護（遊び、食事、ミルク、おやつ、午睡、排泄、手洗い、着替えの介助、おむつ交換、保育ルームの受入れから引渡しまでの保護、その他保育に必要な業務）を行うこと。
- ② 病児の安全で清潔な環境、健康的な生活リズムに十分配慮がなされた保育の計画を定めること。
- ③ 保護者との連携調整、病児の持ち物等の管理を行うこと。
- ④ 保育日記、連絡帳等の書類の記入、整理、管理を行うこと。

オ 利用手続きに関する事項

利用希望者から、事前登録の手続きを受け付けることを原則とする。詳細は委託者及び受託者が協議し決定する。

カ 保育実施日

本契約の契約期間のうち、下記を除いた日とする。

- ① 児童の利用がない日

- ② 土曜、日曜、祝祭日
 - ③ 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- キ 保育時間
午前8時00分から午後6時00分（延長保育はない）

6 保育に従事する職員

- (1) 院内保育所に従事する職員数は、保育児がいる場合は最低2名以上を配置することとし、保育児数に応じて児童福祉施設最低基準を遵守すること。
- (2) 病児・病後児保育所に従事する職員数は、看護師、准看護師、保健師又は助産師のいずれかを1名以上配置することし、保育士を1名以上配置すること。
- (3) 全員有資格者とする。
- (4) 業務責任者を必ず配置すること。なお、当該責任者は保育に従事する職員と兼務することができる。

7 給食等

院内保育所及び病児・病後児保育所とも保護者が提供する場合を除き、当院（委託業者）から提供したものを給食（アレルギー対応除く）として提供する。ただし、給食の運搬、食材の盛り付け及び食器の洗浄は受託者が行う（※本提案においては、給食に係る材料費は、委託契約予定価格に含めない）。

なお、間食（おやつ等）については、受託者が1日1回提供するものとする。

8 保育方針

児童憲章の理念を日常の保育において実施し、児童の健全な心身の発達を図ることを目的として保育する。

9 保健・安全

- (1) 受託者は、保育所内、園庭及び保育所周辺を毎日清掃し、清潔な保育環境の確保に努め、感染予防対策に万全を期するとともに、感染症発生時には委託者に報告すること。
- (2) 受託者は、「保育所における感染症ガイドライン」（厚生労働省2018年改訂版）に基づき適切な対応をとること。
- (3) 受託者は、児童福祉施設最低基準に準じ、保育児に年2回の健康診断（費用は利用者負担とする。）を実施するものとする。
- (4) 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」（厚生労働省2012年改訂版）に基づき、食物アレルギー児に対する給食等の対応を適切に行うこと。
- (5) 受託者は、月1回の避難訓練を実施する等、消防法に定められた事項を遵守するものとする。
- (6) 保育に従事する職員の健康管理は、受託者が行うものとする。保育に従事する職員は児童への感染源となる可能性及び児童からの感染を受ける可能性を有しているため、受託者は保育に従事する職員に対して以下のことを行うこと。

ア 健康診断等

- ① 年1回の定期健康診断を受けさせる（委託者に実施完了の報告を行うこと）。
- ② 体調チェックを毎日行い、以下の症状がある場合は受診させ、勤務可能か確認すること。
 - ・発熱がある場合
 - ・下痢の症状がある場合
 - ・咳をしている場合

イ ワクチン接種

感染症予防及び拡大防止のために、「病児・病後児保育における保育士・看護師等のためのハンドブック」（平成26年厚生科学研究）を参照の上、必要な抗体検査及び予防接種を受けさせることとし、検査結果及びワクチン接種歴がわかるものを委託者に提出すること。

10 児童の事故への対応

- (1) 受託者は、児童の事故が発生しないよう万全の対策を講じなければならない。委託者はこれに協力するものとする。
- (2) 万一、事故が発生した場合は、受託者は速やかに委託者へ報告するとともに、誠意をもって対処するものとする。
- (3) 受託者は、病児に対する賠償責任保険に加入しなければならない。

11 帳簿の整理

受託者は、業務に必要な次の帳簿を備え、管理しなければならない。

- ア 保育台帳
- イ 保育日誌
- ウ 身体記録簿
- エ 入所児の出欠記録簿
- オ その他委託者が指定する帳簿

12 利用実績表の提示

受託者は、委託者に対して下記の報告を行うものとする。

- (1) 保育業務終了後、「保育日誌」を報告しなければならない。また、保育に従事する職員の勤務状況を翌月5日までに委託者へ報告するものとする。
- (2) 受託者は、委託者から要請があったときはいつでも、委託業務の遂行状況を報告するものとする。
- (3) 委託業務に関し、事故、苦情、重大な事務過誤等が生じたとき（その疑いが生じた場合を含む。）は、受託者は委託者に対し、直ちにその旨を報告するものとする。
- (4) これらの報告は、書面によるものとする。ただし、前項に該当する事象で緊急を要する場合の第一報はこの限りではない。

13 費用負担の区分

院内保育所等運営業務に伴う費用等の負担区分は、原則として次のとおりとする。

- (1) 委託者（病院）が負担する費用
 - ① 業務に必要な備品、遊具に関する費用（老朽化や利用児童数増加により必要となる場合を含む）
 - ② 業務遂行上の必要により使用する電気・水道等の光熱水費
 - ③ 施設又は備品の修繕等の維持管理費用
 - ④ 業務上排出されるゴミ処理費
 - ⑤ 保育児童の給食代、おやつ代
 - ⑥ 保育児童の食器代
 - ⑦ その他、委託者が負担することが相当と考えられる費用（※院内の固定電話は委託者（病院）側で設置します。）
- (2) 受託者が負担する費用
 - ① 業務に従事する職員の人件費、健康管理費、保育衛生費、教育訓練費、被服費
 - ② 業務遂行上の必要により使用する通信運搬費（郵便、電話料、宅配便代、回線使用料等。※ネット回線の手配等に関することを含む）
 - ③ 日常業務に必要な消耗品及び保育材料

④ 損害賠償責任保険料

⑤ その他、受託者が負担することが相当と考えられる費用

※院内に保育職員が利用できる駐車場はありません。必要な場合は受託者で対応いただくこととなります。

14 指示事項

(1) 遵守事項

受託者は、業務の実施にあたり、善良な管理者としての注意を払うとともに、関係法令に基づき、次の事項を遵守しなければならない。

① 委託者と協力し、院内保育所等の適正な運営に努めること。

② 常に業務改善のための研究、努力を行うこと。

③ 受託者、業務責任者及び保育従事者は、業務の履行にあたって知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。

④ 省資源、省エネルギーに努めること。

⑤ 衛生管理及び災害防止に努めること。

⑥ 委託契約に当たり、再委託は認めない。

⑦ 受託者は、受託者が交代することになった場合、円滑に業務が引き継がれるよう、次期受託者に対し受託期間内に業務の引き継ぎを行うこと。

⑧ 受託者の責任において生じた施設等の損害及び人的被害等については、受託者が賠償するものとする。

(2) 業務責任者の選定

受託者は、業務の実施にあたり、配置した業務従事者の中から業務責任者正副各1名を選定し、委託者へ届けること。

(3) 保育従事者の名簿

受託者は、保育従事者名簿（担当業務、氏名、年齢、住所を記載したもの）に、写真と業務に従事するために必要な資格を有することを証する書類を添付して、委託者へ提出すること。

(4) 火気取締り

受託者は、火気取締責任者を定め、保育所の火気取締りに遺漏のないように措置すること。

(5) 報告

受託者は、保育業務終了後、「保育日誌」及び「入所児の出欠記録」を委託者へ提出しなければならない。また、受託者は、保育職員の勤務状況を翌月5日までに委託者へ報告するものとする。

(6) 病院事業への参画

受託者は、委託者が実施する消防訓練その他の管理運営上必要な事業に参画しなければならない。

15 契約の解除について

本業務の実施に関し、受託者が本仕様書の記載事項に従わない場合、委託者は受託者に対して改善指導を行うが、その改善指導に受託者が従わないとき、又は受託者が提出書類・業務報告書等で虚偽の申告を行った場合等において、委託者は業務の全部又は一部について、一方的に中止を命令することができる。さらに、委託者は当該月の委託金額の支払遅延、支払停止又は支払取消を行うとともに、以降の契約を解除することができる。

また、委託者は、院内保育所等運営協議会で1年度間を通じて受託者の運営状況に十分な評価が得られない場合は、当該年度の3月31日をもって契約を解除できる。ただし、解除する場合は、委託者は、受託者に2箇月前までに書面によって通知しなければならない。

なお、当該事象の契約の解除等により生じる受託者の損害について、委託者はその損害を一

切賠償しない。

16 運営費見積書の記載

(1) 運営費見積書記載金額（月額、税抜き）には、前記5、7、13などに基づき見積もった金額を記載すること。

- ◆ 運営費見積り条件は、令和7年度の月間の委託費、令和8年度の新病院移転後の月間の委託費を明記し、院内保育及び病児・病後保育それぞれ別々に記載することと。院内保育及び病児・病後児保育における職員配置の係数は、以下のとおりで試算することとし、加配が必要な場合は見積に含めること。

0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳児以上
3 : 1	6 : 1	20 : 1	30 : 1

《想定児童数》

①令和7年度

- ・院内保育 5名（0歳児：1人、1～2歳児：3人、3歳児以上：1人）

②令和8年度の新病院開業以降

- ・院内保育 15名（0歳児：3人、1～2歳児：9人、3歳児以上：3人）
- ・病児・病後児保育…定員2名

職員の配置係数は、保育士を1名以上配置するとして試算すること。

(2) 延長保育の1時間当たりの単価（保育に従事する職員一人当たり）を記載すること。

※ 参考 兵庫県立西宮病院院内保育所の令和4年度以降の在籍時状況は別紙のとおり。

17 その他

- (1) 受託者は言語動作に注意し、節度ある態度で業務を行うこと。
- (2) 病欠時等、急な欠員が発生した場合でも速やかな応援体制がとれるようにしておくこと。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項や疑義があるものについては、委託者及び受託者が誠意を持って協議して定めるものとする。